○防災庁令第一号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁組織令（令和八年政令第三百四号）を実施するため、防災庁組織規則を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁組織規則

（企画官、人事企画官、防災情報通信システム官、政策調整官、地域防災調整官、防災デジタル調整官、普及啓発・防災教育調整官、災害緊急事態対処調整官、避難支援調整官、物資支援・物資輸送調整官及び復旧復興調整官）

第一条　防災庁に、企画官、人事企画官、防災情報通信システム官、政策調整官、地域防災調整官、防災デジタル調整官、普及啓発・防災教育調整官、災害緊急事態対処調整官、避難支援調整官、物資支援・物資輸送調整官及び復旧復興調整官を置く。

２　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの

（人事企画官及び防災情報通信システム官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

3　人事企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち職員の人事に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4　防災情報通信システム官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災（災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興をいう。以下この条において同じ。）に関する情報通信システムに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

5　政策調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災庁の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

6　地域防災調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち地域における防災の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（防災デジタル調整官、普及啓発・防災教育調整官、災害緊急事態対処調整官、避難支援調整官、物資支援・物資輸送調整官及び復旧復興調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

7　防災デジタル調整官は、命を受けて、参事官の職務のうちデジタル技術を活用した防災に関する特定事

項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（物資支援・物資輸送調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

8　普及啓発・防災教育調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災思想の普及及び防災に関する教育に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

9　災害緊急事態対処調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害応急対策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（政策調整官、防災デジタル調整官、避難支援調整官及び物資支援・物資輸送調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

10　避難支援調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難支援に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（防災デジタル調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

11　物資支援・物資輸送調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災に必要な物資及び資材の備蓄、調達及び輸送に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

12　復旧復興調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害復旧及び災害からの復興に関する特定事項に

ついての企画及び立案並びに調整に関するもの（政策調整官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

13　企画官の定数は併任の者を除き十人と、人事企画官、防災情報通信システム官、政策調整官、地域防災調整官、防災デジタル調整官、普及啓発・防災教育調整官、災害緊急事態対処調整官、避難支援調整官、物資支援・物資輸送調整官及び復旧復興調整官の定数はそれぞれ一人とする。

（防災庁顧問）

第二条　防災庁に、防災庁顧問を置くことができる。

2　防災庁顧問は、防災庁の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

3　防災庁顧問は、非常勤とする。

（防災庁参与）

第三条　防災庁に、防災庁参与を置くことができる。

2　防災庁参与は、防災庁の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

3　防災庁参与は、非常勤とする。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

○防災庁令第二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節の規定を実施するため、防災庁聴聞手続規則を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁聴聞手続規則

（趣旨）

第一条　内閣総理大臣又は法律の規定に基づき内閣総理大臣から権限を委任された所部の職員が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この庁令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この庁令で使用する用語は、行政手続法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（聴聞の期日の変更）

第三条　行政庁が法第十五条第一項の通知（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

２　行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

３　行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（関係人の参加許可の手続）

第四条　法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の十四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

２　主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続）

第五条　法第十八条第一項の規定による閲覧の請求については、当事者等は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

２　行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

３　行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第二十二条第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

第六条　法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

２　主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第七条　法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の七日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第二十二条第二項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

２　主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

３　補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第八条　主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2　主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第九条　行政庁は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するとともに、当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書の提出の方法等）

第十条　法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第十一条　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

一　聴聞の件名

二　聴聞の期日及び場所

三　主宰者の氏名及び職名

四　聴聞の期日に出頭した当事者、参加人、代理人及び補佐人（以下この項において「聴聞関係者」という。）の氏名及び住所並びに行政庁の職員の氏名及び職名

五　聴聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該聴聞関係者のうち当事者及び代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六　聴聞関係者及び行政庁の職員の陳述（法第二十一条第一項の規定により提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨

七　証拠書類等が提出されたときは、その標目

八　その他参考となるべき事項

2　聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

一　意見

二　不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

三　理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十二条　法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求については、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあっては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出してこれを行うものとする。

2　主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

○防災庁令第三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　防災庁の所管する法令（告示を含む。以下同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この庁令の定める

ところによる。

２　防災庁の所管する法令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの庁令の規定の例による。

（定義）

第二条　この庁令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

２　この庁令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　次に掲げるものをいう。

イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共

団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二　電子証明書　申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって内閣総理大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、内閣総理大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一　申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二　当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2　行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであって、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。）の利用その他の当該申請等が行われるべき行政機関等の指定するところにより当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三　内閣総理大臣が告示で定める電子証明書（前二号に規定するものを除く。）

四　前各号に規定するもののほか、行政機関等が指定する電子証明書

3　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等をする者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力しなければならない。

4　申請等をする者が、第一項第二号に掲げる事項を入力する場合において、申請等をする者に係る第二項第三号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、申請等をする者に係る登記事項証明書であって、申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、申請等をする者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項の入力を要しない。

5　法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（氏名等を明らかにする措置）

第五条　法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置

二　識別番号及び暗証番号を前条第一項の電子計算機から入力する措置（同条第三項の規定が適用される場合に限る。）

２　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

３　法第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

（情報通信技術による手数料の納付）

第六条　法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第一項の規定により行われた申請等に

より得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第七条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

２　前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内にしなければならない。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第八条　法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計

算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって内閣総理大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第九条　行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

２　書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

３　書面等により行われた場合に返納その他行政機関等への返還が求められている処分通知等が電子情報処

理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、内閣総理大臣が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4　前項の場合において、処分通知等の返納その他行政機関への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第十条　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

一　第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところにより行う届出

三　前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十一条　法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十二条　行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十三条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティ

ング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

２　行政機関等が、防災庁の所管する法令の規定（法第九条第一項を除く。）により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

○防災庁令第四号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令

（通則）

第一条　物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第二条第一号から第三号まで及び第五号の二並びに第三条第一号及び第三号から第五号までの規定による防災庁所管に属する物品（以下「物品」という。）の無償貸付又は譲与については、別に定めるもののほか、この庁令の定めるところによる。

（無償貸付）

第二条　内閣総理大臣又はその委任を受けた者（以下「大臣等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

一　防災庁の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として、印刷物、写真、映写用器材、フィルム、標本用物品若しくは機械器具その他これらに準ずる物品（以下この条において「機械器具等」という。）を地方公共団体その他当該目的を達成するため適当と認められる者に貸し付けるとき。

二　防災庁の所掌に係る事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を、その工事又は製造を行う者に貸し付けるとき。

三　教育のため必要な機械器具等を地方公共団体その他適当と認められる者に貸し付けるとき。

四　防災庁の委託する試験、研究若しくは調査（以下この条及び第九条第三号において「試験研究等」という。）又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等をその当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。

五　防災庁の委託を受けて試験研究等を行った地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をい

う。）又は学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）が、その後、引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該法人に対し、機械器具等を貸し付けるとき。

六　地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して、機械器具等を試験研究等の用に供するため貸し付けるとき。

七　災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

（貸付期間）

第三条　物品の貸付期間は、大臣等が特に必要と認める場合を除き、一年を超えることができない。

（貸付条件）

第四条　大臣等は、第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一　貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用（大臣等が貸付けの性質により、これらの費用を借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除く。）は、借受人において負担すること。

二　貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

三　貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。

四　貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。

五　貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。

六　貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。

七　貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。

八　貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。

九　借受人が貸付条件に違反したときは、大臣等の指示に従って貸付物品を返納すること。

十　大臣等が特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って貸付物品を返納すること。

十一　貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を大臣等に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。

十二　大臣等が、貸付物品について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。

2　大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

（無償貸付の申請）

第五条　大臣等は、第二条の規定による物品の貸付けを受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、同条第七号に掲げる物品については、この限りでない。

一　申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

二　借り受けようとする物品の品名及び数量

三　使用目的及び使用場所

四　借受けを必要とする理由

五　借受希望期間

六　使用計画

七　その他参考となる事項

（無償貸付の承認）

第六条　大臣等は、前条の規定による無償貸付の申請書を受理したときは当該書類を審査し、貸付けを承認する場合は次に掲げる事項を記載した承認書を交付し、貸付けを承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一　貸付物品の品名及び数量

二　貸付期間

三　貸付目的

四　貸付期日及び引渡場所

五　使用場所

六　返納期日及び返納場所

七　貸付条件

（借受書）

第七条　大臣等は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。

一　借受物品の品名及び数量

二　借受期間

三　返納期日及び返納場所

四　貸付条件に従う旨

（貸付物品の亡失又は損傷）

第八条　大臣等は、借受人が貸付物品を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない。

（譲与）

第九条　大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。

一　防災庁の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。

二　教育のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と認められる者に譲与するとき。

三　研修若しくは試験又は委託に係る試験研究等のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を、研修若しくは試験を受ける者又は委託に係る試験研究等を行う者に譲与するとき。

四　予算に定める交際費、報償費又は褒賞品費をもって購入した物品を記念、報償又は褒賞のため贈与するとき。

五　生活必需品、医薬品、衛生材料その他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲与するとき。

（譲与の申請）

第十条　大臣等は、前条第二号、第三号又は第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次に

掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、申請者から申請書を徴しないことができる。

一　申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

二　譲与を受けようとする物品の品名及び数量

三　譲与を必要とする理由

四　その他参考となる事項

（譲与の承認）

第十一条　大臣等は、前条の規定による譲与の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲与を承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一　譲与物品の品名及び数量

二　譲与目的

三　譲与期日及び引渡場所

四　譲与に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

（受領書）

第十二条　大臣等は、物品を譲与するときは、当該物品の譲受人から次に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、譲受人から受領書を徴しないことができる。

一　譲与物品の品名及び数量

二　譲与条件に従う旨

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

○防災庁令第五号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、防災庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する防災庁令を次のように定める。

令和八年十一月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する防災庁令

不動産登記令第七条第二項並びに船舶登記令第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、防災庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。

統括官（総合政策担当）付参事官（会計担当）

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。